

2021年6月8日

株主・投資家の皆様へ

川崎汽船株式会社

**第153期定時株主総会上程議案に関する
議決権行使助言会社のレポートについての当社見解**

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は2021年6月23日に第153期定時株主総会の開催を予定しておりますが、この度、議決権行使助言会社Glass Lewis社（以下、「GL社」）が、上程議案のうち第2号議案「取締役10名選任の件」のうち明珍幸一（現代表取締役社長）の選任に、また第3号議案「監査役1名選任の件」の候補者である芥川裕氏の選任に、それぞれ反対推奨を行っているとの情報を入手致しました。

つきましては、下記のとおりGL社の反対推奨に対する当社の見解を述べさせていただきますので、株主の皆様におかれましては、当社の見解をご参照いただいたうえで、改めて該当議案へのご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. GL社の反対推奨内容

A) 第2号議案「取締役10名選任の件」

GL社の基準では、監査役設置会社において取締役会と監査役会の独立役員合計人数の割合が3分の1に満たない場合、会長（会長職が存在しない場合、社長又はそれに準ずる役職の者）に対して反対助言する方針としています。GL社が候補者番号10の亀岡剛氏を「独立者（Independent）」ではなく「関係者（Affiliated）」の社外取締役候補者と分類したことから取締役・監査役合計14名のうち独立役員が4名となり、同社の独立性基準を満たさず、候補者番号1の明珍幸一に対して反対助言が行われたと思われま

す。GL社では、年間連結売上高の1%以上の取引がある相手を重要な取引先としており、亀岡氏の出身企業がそれに該当するとして「関係者」と判断したものと認められます。

B) 第3号議案「監査役1名選任の件」

GL社は監査役会設置会社における監査役会の独立性基準を「過半数」としており、これを満たさない場合、GL社の独立性基準を満たす人数に達するまで、非独立と判断する候補者に対して反対を助言するとしています。当社の監査役会人数4名に対し、独立性ある監査

役は2名であり過半数に満たないため、非独立の監査役候補である芥川裕氏に対して反対助言が行われたと考えられます。

2. 当社の見解

A) 第2号議案「取締役10名選任の件」

当社では社外取締役選任のための独立性基準を定めています。その中で、過去3年間の連結売上高に占める相互の取引額が2%を超える企業集団の業務執行者であった者には独立性を認めておりませんが、亀岡氏が代表取締役副会長執行役員を務めていた出光興産株式会社と当社の取引高は2%に満たず、当社の独立性判断基準は満たしております。

当社が上場する東京証券取引所では、独立性の判断基準となる「主要な取引先」かどうかについて、「会社法施行規則に掲げる「当該株式会社の主要な取引先である者（法人以外の団体を含む。）」に準じて上場会社が判断する」とし、その具体例としても、「取引先との取引による売上高等が上場会社の売上高等の相当部分を占めている相手」を例示するに留まっており、具体的にどのような基準を設定するかは、各社ごとの個別の事情に基づき、各社が適切に設定することが期待されているものと理解しています。そして、当社の判断基準である「売上高の2%」は、ニューヨーク証券取引所（NYSE）の基準を参照して設定したもので、独立性を判断する基準として適切なものだと考えております。

当社の社外取締役の独立性判断基準については「第153期定時株主総会招集ご通知」の18ページを、亀岡氏に関する注記は15ページをご参照ください。

B) 第3号議案「監査役1名選任の件」

当社では、コーポレートガバナンス・コードの趣旨に従い、監査役には独立した会社の機関として取締役の職務の執行を監査することを求めています。一方、国際的かつ多岐にわたる当社グループの監査を実施するうえで、当社の事業内容に精通し、又は当社の事業内容を多面的に把握できる社内監査役の役割も同じく重要だと考えております。この点から、監査役会4名のうち、独立監査役・社内監査役が各2名という配分は適切なものだと考えています。

なお、芥川氏は社内監査役の選任候補者ですが、社外での経験も豊富であり、外部の知見を生かした監査対応にも併せて期待するものです。芥川氏を監査役候補者とした理由については「第153期定時株主総会招集ご通知」の16ページをご参照ください。

株主・投資家の皆様におかれましては、形式的な基準のみによるご判断ではなく、当社の考え方についてもご理解いただき、スチュワードシップ・コードに基づいたうえで、議決権行使をしていただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

以上